

委員会意見書の作成方針(案)

1 意見書の構成

「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書」

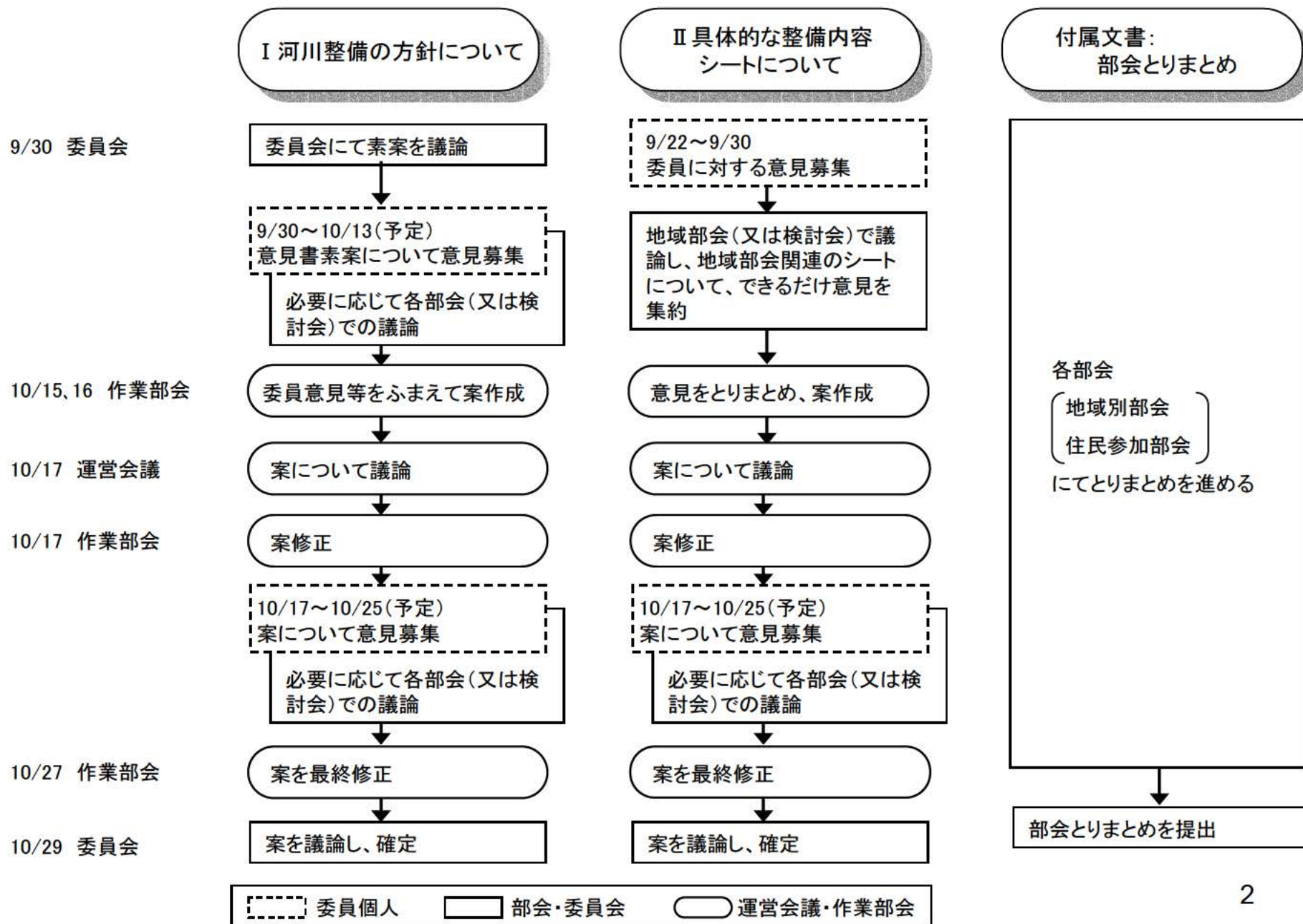
河川整備の方針について(主として基礎原案1章から4章に対する意見)

具体的な整備内容シートについて

付属文書:部会とりまとめ

原則として、地域別部会および住民参加部会のとりまとめを添付する。

2. 意見書作成のスケジュール(案)



3. 今後の淀川水系流域委員会について

今後の淀川水系流域委員会について、意見書の中でどのような記述にするのかが運営会議にて検討されました。

運営会議(9/27)での検討結果

現在作成中の意見書には「基礎原案の記述に対しては大筋は了解」との意見を記し、具体的なあり方(新たな流域委員会規約の骨格となる事項)については、現在作成中の意見書が確定した後、1ヶ月程度で数名の委員で案を作成し委員全員に諮ってはどうか。

参考)河川整備計画基礎原案における記述(5.1 河川整備計画策定・推進
5.1.1 河川整備計画の進捗を点検し、見直しを行うための措置 全文)
「河川整備計画については、随時進捗を点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。淀川水系流域委員会は進捗の見直し点検にあたって意見を聴く機関として継続する。」